○農林水産省告示第千四百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町大道字タカノ五三八の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町大道字サクラガウ子一二五九の三、字イシホトケ一二六二の八、一二六二の九、一二六三の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字三河内字矢嶽己一八七の一、字大谷己一九五、己一九九の二、己二四一、己二四七、己二五八の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　埼玉県秩父市荒川日野字富士山九六六の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百二十一号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成三十年六月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成三十年六月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
417864	谷口　賢
417866	中村　誠一
417868	滝崎理恵子
417870	江口　正芳
417872	永下　裕樹
417874	永井　勇輔
417876	山田　哲也
417878	原田　泰宏
417880	𠮷水　伸治
417882	若井　匡弘
417884	夏苅　耕太
417886	黒田　匡俊
417865	星山　峰男
417867	千葉　高弘
417869	河南　圭亮
417871	大澤　正己
417873	内田　喬也
417875	大原　祐二
417877	加藤　智康
417879	神谷　健一
417881	藪野　英祐
417883	千葉　護
417885	佐藤　秀一
417887	立川　智一

○経済産業省告示第百二十二号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成三十年六月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成三十年六月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
106211	菊池　甚成
208809	平林　謙一
210892	時田　辰利
212253	酒井　貞明
401438	近藤　隆司
405636	小竹　一郎
405848	佐藤　礼司
107295	名倉　寛恭
208873	木元　治仁
211969	青田　宜久
212363	南本　静志
405429	指中　孝夫
405777	秋田　憲邦

○経済産業省告示第百二十三号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成三十年六月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成三十年六月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
208592	加藤三樹雄

○経済産業省告示第百二十四号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成三十年六月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成三十年六月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
212550	篠田　靖彦

○経済産業省告示第四号

環境省告示第四号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十三条の十五第一項の規定に基づき、平成三十年六月八日付けをもって事業登録機関を登録したので、同法第三十三条の二十第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成三十年六月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

環境大臣　中川　雅治

一　事業登録機関の名称及び住所

一般財団法人自然環境研究センター

東京都墨田区江東橋三丁目三番七号

二　事業登録関係事務を行う事務所の名称及び所在地

一般財団法人自然環境研究センター

東京都墨田区江東橋三丁目三番七号

三　事業登録関係事務を開始する年月日

環境大臣及び特別国際種関係大臣が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十六第五項に規定する事業登録関係事務の実施に関する規程を認可した日

登録番号	氏名
405865	田中　英亮
411494	細川晃志郎
411493	児玉幹一郎
411498	荘野　純平